

**指定避難所における新型コロナウイルス感染症
対策ガイドライン
(第3版)**

令和3年2月

上尾市

1 はじめに

本ガイドラインでは、本市の指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策を明示するとともに、避難生活を送る上で注意すべき事項等についても、列挙することとする。

また、本ガイドラインの内容については、地震・風水害問わず、指定避難所開設時には適用するが、あくまで原則として取り扱い、災害の規模や施設の制限等により柔軟に対応することとする。

なお、避難所班職員をはじめとする、市職員に加え、避難所運営会議を構成する施設管理者や自主防災会とも共有することとする。

2 構成

指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策を指定避難所開設のフェーズ・実施主体ごとにまとめるものとする。

3 全体方針

- ①指定避難所における3密（密閉・密集・密接）を防ぐこと。
- ②指定避難所における衛生環境確保を徹底すること。
- ③新型コロナウイルス感染症の疑いがある者については、個室に隔離すること。
- ④指定避難所開設時においては、施設管理者は隔離用個室の利用について許可するとともに、指定避難所の円滑な運営にできる限り協力するものとする。

4 具体的な対策

4-1 事前対応

（1）市民への周知事項【実施主体：危機管理防災課】

- ①事前に家族や友人宅に避難ができる方については、そちらへ避難していただきたい旨を広報6月号（令和2年）等で周知を行った。
- ②上記内容に加え、指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策について、市HP等の各種情報伝達手段にて、周知を実施した。今後は随時同様の周知を実施する予定である。

【主な周知事項】

- ・親戚や友人の家等への避難や水害時における自宅での垂直避難の検討
- ・マスクの着用や必要なもの（マスク・消毒液・体温計等）の持参
- ・十分な換気の実施や避難者間の距離の確保
- ・手洗い、咳エチケットの徹底
- ・避難者の健康状態の確認

(2) 指定避難所ごとの協議 【実施主体：避難所班・施設管理者・危機管理防災課】

- ①指定避難所開設時には、施設管理者と即座に連絡がとれるよう緊急連絡先の交換等を実施すること。
- ②施設管理者及び指定避難所班長は事前に発熱者等を隔離するためのスペース（隔離用個室）や体育館以外の居住スペースの活用について協議の上、決定しておくこと。
※隔離用個室は一般の避難者との接触が無いような部屋を2部屋程度選定しておくこと。
- ③各施設所管の備品のうち、3密を防ぐために必要な備品（扇風機・パーテーション等）について、事前に数量や保管場所について確認しておくこと。
- ④避難所班班長については、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品の所在等について危機管理防災課と調整を行うこと。

●新型コロナウイルス感染症備品・消耗品一覧（1指定避難所あたりの数量）

（令和3年2月現在、各指定避難所に配備済）

No	品名	数量	備考
1	マスク	300枚	防災倉庫内にある炊き出し用とは別に確保
2	ハンドソープ	4本	液体タイプ3本、泡タイプ1本
3	手指消毒用ジェル	3本	+兼用の予備消毒液6本（500ml）
4	消毒用スプレー	3本	
5	手指用消毒容器	2本	
6	電子体温計	3台	非接触タイプ2台、接触タイプ1台 ※非接触のうち、1台は貸出中（小中学校等）
7	ペーパータオル	600枚	消毒用スプレーと併せて使用
8	雑巾（5枚入り）	1セット	消毒用スプレーと併せて使用
9	使い捨て手袋	200枚	
10	問診票	300枚	
11	掲示物	1セット	
12	防護服	避難所班人数分	
13	フェイスシールド	避難所班人数+4	
14	靴カバー	避難所班人数分	
15	段ボールベッド	2床	
16	エアーマット	180枚	エアープンプ付き
17	ゴミ袋	100枚	90ℓ
18	テント	1張	平方北・西小は貸出中
19	パーテーション	10張	
20	屋根	10張	パーテーション付属品

4-2 指定避難所開設時の対応

(1) 開設決定時の対応【実施主体：避難所班班長】

①避難所開設が決定した段階で避難所班班長から施設管理者に連絡をとり、両者が速やかに指定避難所に向かうこととする。

②自主防災会についても、避難所班班長から開設の情報提供を行うものとし、参集を依頼する。

ただし、水害時においては、応援の必要性を考慮して参集を依頼する。（長期的な避難所開設ではないため。）

※市民に対する避難所開設情報の提供は危機管理防災課で一括して行う。

【参考】避難所開設基準

- ・地震：震度 5 強以上で自発的に開設（5 弱以下の場合、危機管理防災課の指示で開設）
- ・風水害：市災害対策本部又は危機管理防災課の指示で開設

(2) 避難者の受付【実施主体：避難所班】

①避難者の受付時において、受付簿の記入に加え、検温や問診票の記入を行い、濃厚接触者（PCR 検査を受け、陰性が確定している者を除く。以下同様とする。）及び発熱や咳の症状がある者については、避難（居住）スペースとなっている体育館等において受け入れを行わず、隔離用個室に案内する。

※自宅療養者（新型コロナウイルス感染者）の対応は P7「5 自宅療養者（新型コロナウイルス感染者）対応について」を参照のこと。

【避難所受付フロー】

①受付準備として、マスク・手指消毒液・電子体温計・問診票（別添資料①）を準備すること。

②受付レイアウトは次ページのレイアウト図を参考に避難者同士の距離を確保すること。

③受付時には、受付簿の記入に加え、電子体温計（まず、非接触タイプで測定し、37.5℃以上であった場合には、接触タイプで再測定を行う。）で避難者の検温を行うとともに、問診票の記入を依頼する。受付簿と問診票はホチキス留めをし、まとめて保管する。

④避難所内では、マスクの着用を必須とし、持参していない避難者には受付時に配布を行い、手指消毒についてもご協力をお願いする。

⑤健康状態が良好な避難者については、体育館（居住スペース）にご案内し、濃厚接触者及び発熱や咳の症状がある者については、隔離用個室に誘導する。

⑥防護服、フェイスシールド及びマスク等の着用目安については、以下のとおり。

【避難所班職員のマスク等着用基準（目安）】 ※内閣府資料を参考に作成

状況	マスク	フェイスシールド	使い捨て手袋	防護服
避難所開設時	○	○		
濃厚接触者及び発熱や咳の症状がある者の専用ゾーンでの対応	○	○	○	○
清掃・消毒時	○	○	○	

【問診票の症状による対応基準】

●問診票①～⑦に該当する方

1項目でも該当する場合には、隔離用個室に案内するものとする。

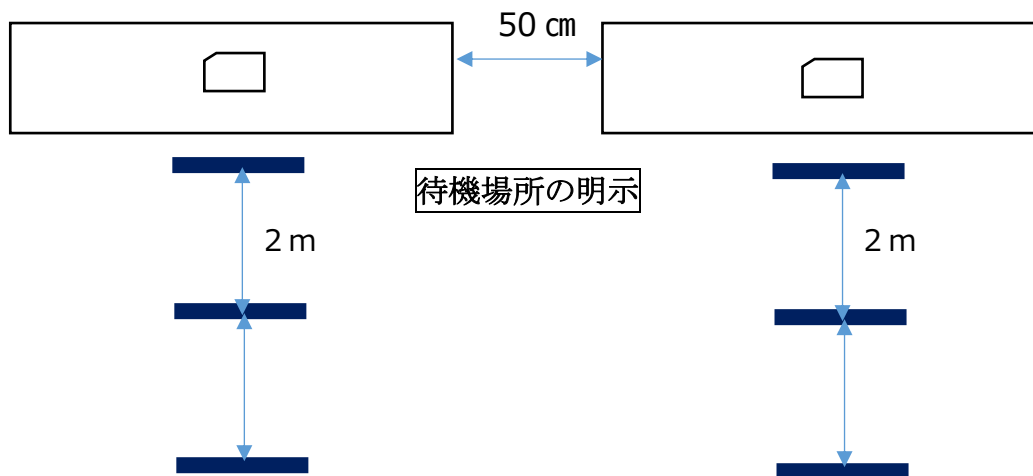
なお、家族で避難している場合には、原則として症状のある避難者のみ隔離するが、一人で滞在することは難しい場合には、家族の同伴を許可する。

●問診票⑧～⑪に該当する方

症状が4日以上継続している方のみ隔離用個室に案内するものとする。

家族の取り扱いは上記と同様とする。

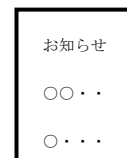
【避難者受付レイアウト例】



※受付用テーブル間の距離を確保するとともに、待機場所を明示する等の対応が効果的である。

【注意事項等の掲示】

危機管理防災課にて、指定避難所内での注意事項等をまとめた掲示物を作成するので、避難所の目に留まる所に掲示すること



②多数の避難者が避難し、体育館等での一般の避難者の受け入れが難しくなった場合には、別の教室等の開放について、施設管理者に依頼すること。

なお、施設内での受け入れが難しい場合には、近隣の避難所に案内する。

(3) 居住スペースでの対応【実施主体：避難所班】

①十分な換気の実施、スペースの確保等について

避難スペースにおいては、可能な限り換気を行うとともに、避難者同士の間スペースを広く設ける（家族間のスペースを2メートル以上確保する、別紙資料②参照。）などして、3密（密閉、密集、密接）を避けるよう、配慮を行う。

なお、避難所全体レイアウトについては、参考資料③を参考とすること。

また、換気のため扇風機等の利用が有効であると考えられるが、指定避難所の備蓄には扇風機は無いため、施設管理者に施設の備品の利用許可を得て使用するものとする。

②避難所の衛生環境の確保について

手指消毒液・ハンドソープや消毒スプレー等を避難所内に設置するとともに、共用部分（通路・ドアノブ・受付机等）については避難所班職員がこまめに消毒を行うこと。

③手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底について

避難者に対し、こまめな手洗い、消毒及び咳エチケットへの協力について随時声掛けを行う。

④避難者の健康状態の確認について

受付時だけでなく、定期的に検温や聞き取りを行い、体調不良者がいないかどうか確認を行う。該当者がいた場合には、隔離用個室等に誘導する。

なお、この場合には当該避難者が使用していたスペースの消毒作業を行うこと。

※避難所生活が長期化する場合には、避難者に対し、1日に1回問診票の記入をお願いし、体調確認に努めることとする。

(4) 隔離用個室・トイレ【実施主体：避難所班・施設管理者・救護・保健活動班】

①隔離用個室・トイレの準備について

隔離用個室を利用する場合には、必要な備品等を避難所班が用意する。

加えて、トイレについても、一般の避難者とは別のトイレを用意すること。

※隔離用個室は少なくとも2部屋程度確保し、複数名の体調不良者が出た場合には、相部屋も可とするが、必ず2メートル以上の間を確保すること。ただし、濃厚接触者については、相部屋は不可とする。

②隔離用個室の確保とセキュリティ対策

指定避難所ごとに濃厚接触者及び発熱や咳の症状がある者を隔離するための、個室・トイレを確保し、対象者にはそちらで過ごすようご案内する。施設のセキュリティ等の観点から対応が必要な場合には施設管理者に対応を依頼する。

③濃厚接触者及び発熱や咳の症状がある者の健康観察

隔離用個室で避難者を受け入れることとした場合、避難所班班長は速やかに、災害対策本部（危機管理防災課）に連絡を行うこと。

災害対策本部（危機管理防災課）は必要に応じて、市保健師による避難所への巡回（※）等を依頼する。（対象者の症状や人数によっては、保健師の常駐を検討する。）

※災害対策本部（危機管理防災課）は、避難所開設時には、救護・保健活動班長に開設箇所数について報告する。救護・保健活動班長は、非常体制が発出されていない場合は、保健師（必要人数）に自宅待機を命じる。

災害対策本部（危機管理防災課）は、避難所に濃厚接触者及び発熱等症状のある避難者が来た際は、救護・保健活動班長にその避難所と人数について報告する。救護・保健活動班長は、非常体制が発出されていない場合は、保健師（必要人数）を東保健センターに出勤させたのち、必要に応じてその避難所を巡回させる。

【連絡先】

災害対策本部（危機管理防災課）：048-775-5140

市役所代表番号：048-775-5111

【役割分担】

避難所班（常駐）	施設管理者（常駐）	保健師（必要時配置）
避難者の受付	セキュリティ対策	健康観察
災害対策本部等との連絡	備品等の提供	
体育館での避難者の受け入れ		

④保健所への相談【実施主体：救護・保健活動班】

濃厚接触者及び発熱や咳の症状がある者であって、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると保健師が判断した場合には、保健所等に相談し、対応を協議するものとする。（埼玉県災害対策課に確認済）

連絡先	
埼玉県コロナウイルス感染症 県民サポートセンター （24時間、土日も実施） TEL：0570-783-770	・新型コロナに関する一般的な相談
帰国者・接触者相談センター 平日8時30分～17時15分 （鴻巣保健所） TEL：048-541-0249 FAX：048-541-5020	・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。 ・重症化しやすい人（※）で発熱や咳等比較的軽い風邪の症状が続く場合。 ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

4-3 指定避難所閉鎖時の対応

(1) 体育館や隔離用個室の消毒【実施主体：避難所班・施設管理者】

①発熱や咳の症状がある避難者がいた場合は、使用した備蓄品等の片づけに加え、体育館や隔離用個室の消毒を行う。

消毒については、消毒用スプレー（アルコール）を使用し、雑巾等でふき取りを行う。

また、その他の現状復帰を含め、施設管理者と十分に協議すること。

(2) 避難者（隔離用個室）への対応【実施主体：救護・保健活動班】

①避難者からの聞き取りや保健所の指示に基づき、帰宅させるのか、医療機関へつなぐのか、判断する。

5 自宅療養者（新型コロナウイルス感染者）対応について

新型コロナウイルス感染者であって、自宅待機となっている者に関する情報について、市では事前に情報を把握することができないため、基本的に災害発生後の対応にならざるを得ない。

埼玉県に確認したところ、保健所から自宅療養者に対し、避難所へは避難せず、どうしても避難する必要がある場合には、保健所に相談するよう指導するとのこと。

しかしながら、万が一、指定避難所等に自宅療養者が避難してきた場合には、4-2(2)のとおり、避難スペースでの受け入れは行わず、個室等の確保により隔離を行う必要がある。

また、隔離後も一般の避難者と動線を明確に分けることや対応する職員の防護服着用等の対応が必要となるが、まず、災害対策本部に連絡をとり、対応について協議を行うこと。

※国のQ&Aでは自治体の指定避難所で自宅療養者の受け入れも想定することとなっているが、本市では受け入れを行う予定はなし。

6 車中泊を希望する避難者への対応について

原則として、体育館での受け入れを基本とするが、災害の規模や避難生活の長期化が見込まれる場合には、避難所班及び施設管理者協議の上で、車中泊の避難者を受け入れるものとする。

この場合、校庭等への乗り入れ等が想定されるため、施設管理者と十分に協議すること。

また、エコノミー症候群への注意喚起等を行い、必要に応じて保健師の巡回等を実施する。

7 炊き出し・食事について

備蓄している食料（アルファ米）等で炊き出しや食事を行う場合には、調理者や避難者の衛生管理を徹底するとともに、「3密」を避ける列の並び方や食事の取り方をしていただくよう避難者に呼びかける。

具体的には、一人分ずつ小分けにして配ることや食事をするとき、同じ方向を向いて座ったり、互い違いに座って食べることも検討すること。

また、食料を配布する者については、使い捨て手袋を必ず着用して作業を行うこと。

なお、濃厚接触者及び発熱や咳の症状がある者への食事の受け渡しは、直接行わず、隔離用個室前などにおいて渡す方法をとること。

8 参考様式・資料

参考資料①：問診票

参考資料②：避難所レイアウト変更例

参考資料③：避難所レイアウト参考資料（国資料）

出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料（第2版）

※参考資料②はあくまで案であり、資料のとおり配置する必要はありませんが、家族間の距離を2メートル以上確保することが肝要です。

9 参考 URL

内閣府 防災情報のページ：<http://www.bousai.go.jp/>



●改訂履歴

No	改訂日	改訂内容	備考
1	令和2年5月29日	初版策定	
2	令和2年8月31日	濃厚接触者に関する記述の追加 新型コロナウイルス感染症対策消耗品の更新 等	
3	令和3年2月16日	濃厚接触者に関する記述の修正 新型コロナウイルス感染症対策消耗品・備品の更新	
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

健康状態に関する問診票

記入日時: 令和 年 月 日 時 氏名 _____

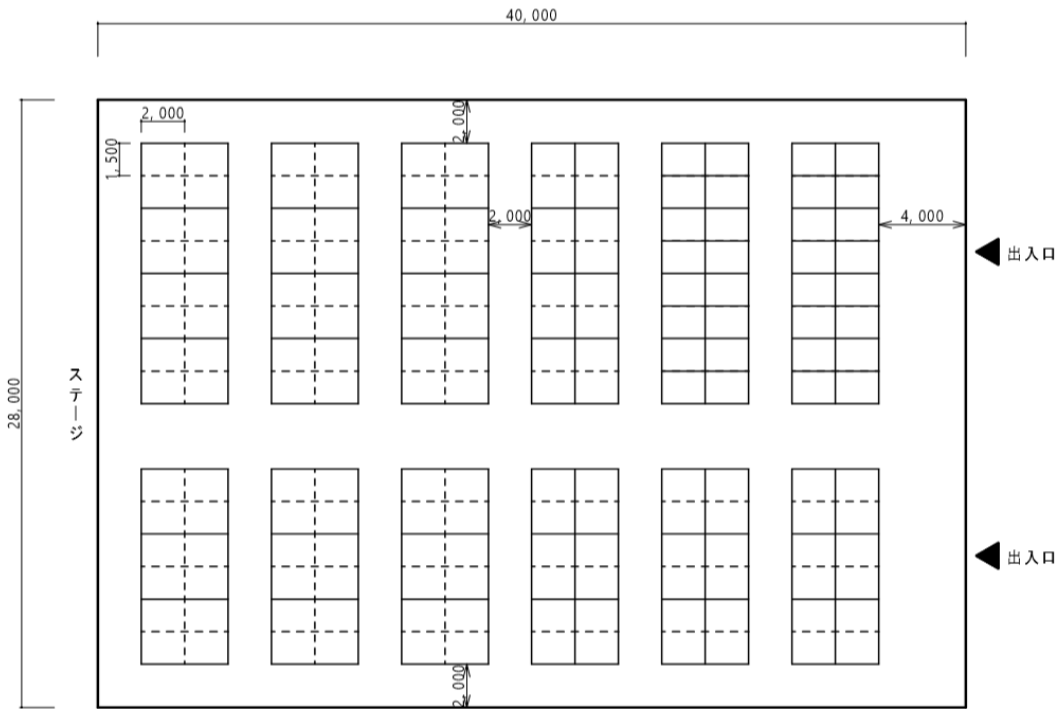
新型コロナウイルス等の感染症感染拡大防止の観点から、避難者の皆様の健康状態を確認させていただきます。問診票のご記入にご理解とご協力をお願いします。

症状	症状の有無	発症日
①発熱(37.5℃以上)	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)
②息苦しさ	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)
③強いだるさ	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)
④臭いがわかりにくい	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)
⑤味がわかりにくい	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)
⑥吐き気・嘔吐	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)
⑦下痢	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)
⑧のどの痛み	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)
⑨鼻水	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)
⑩咳(せき)	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)
⑪痰(たん)	はい・いいえ	はいの場合⇒(日前から)

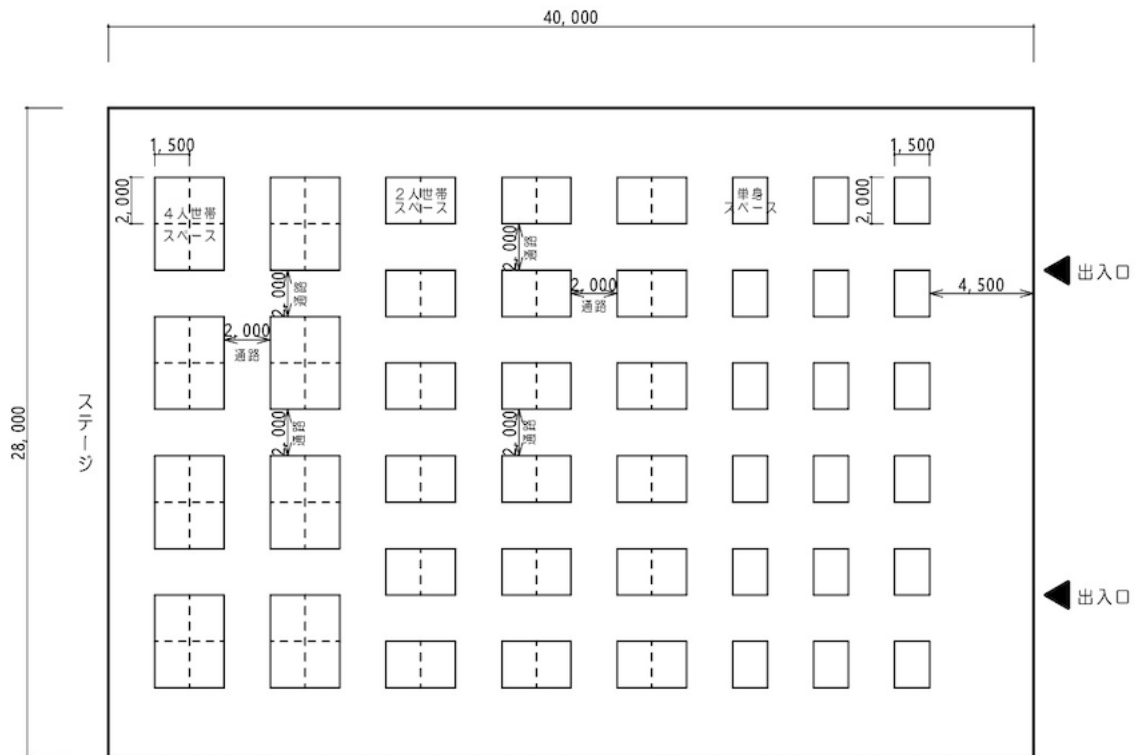
ご協力ありがとうございます。

避難所レイアウトの変更 (例)

【従来の配置例：168人】



【感染症対策配置：86人】



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

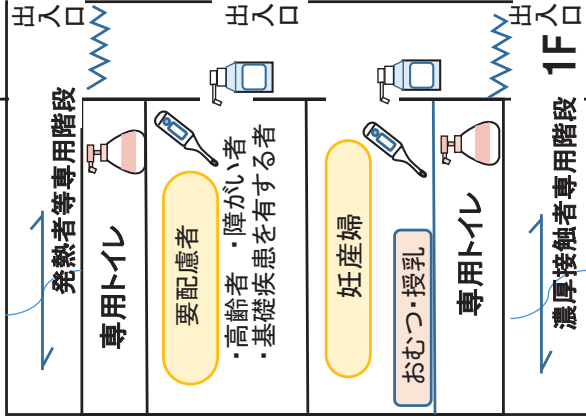
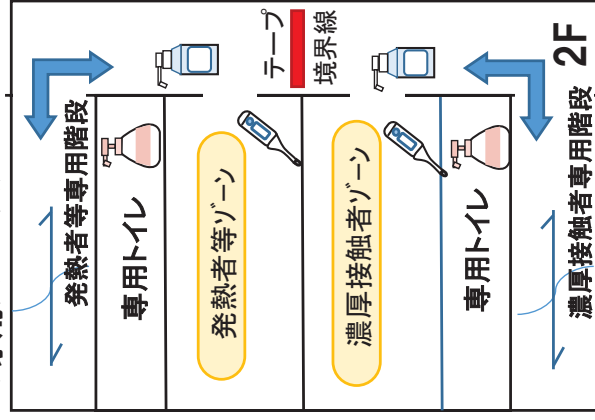
・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる人の対応については、防犯担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物とする。

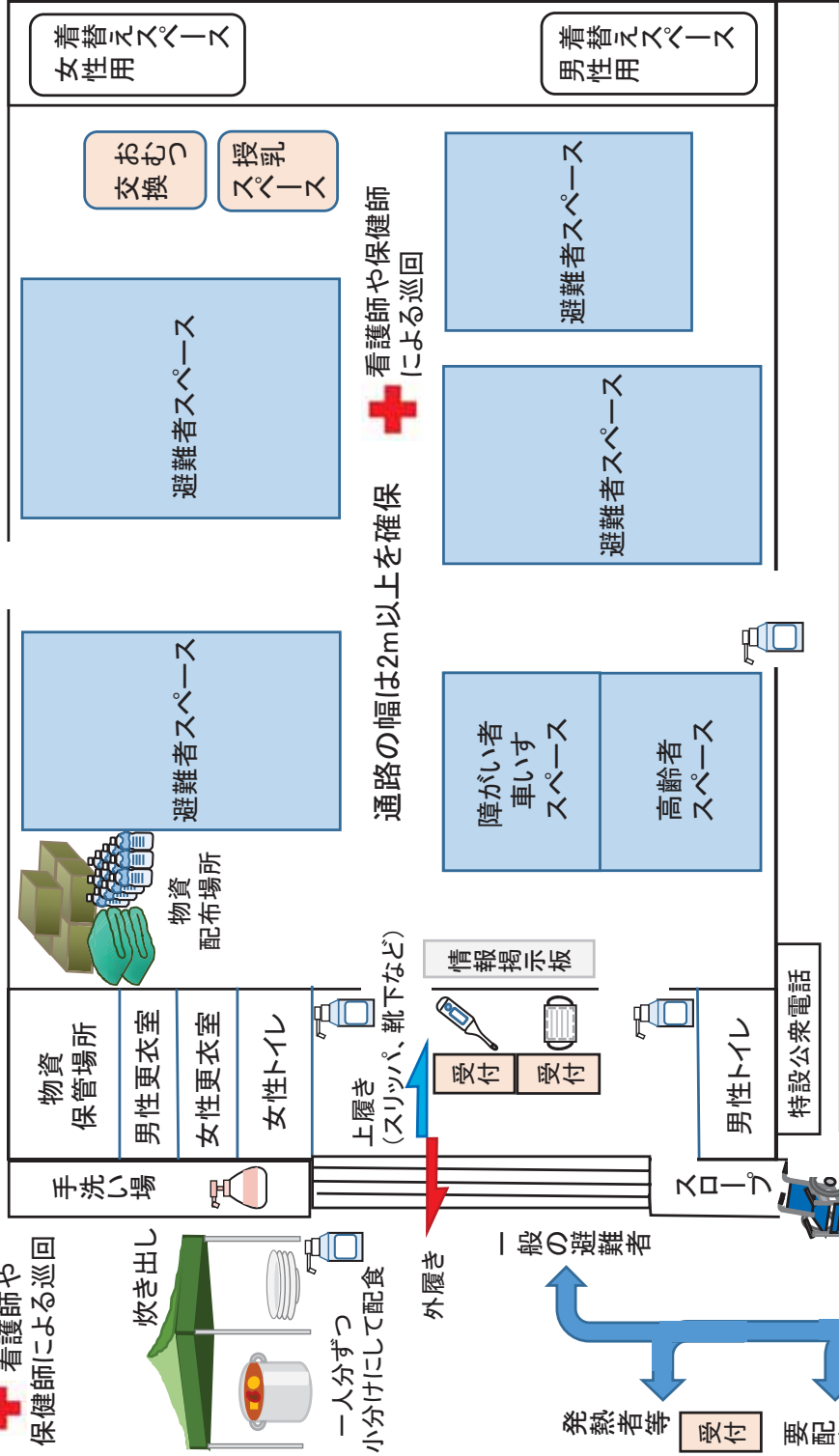
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

〈専用スペース〉



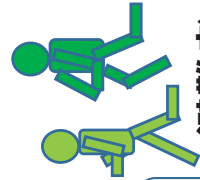
〈集合スペース〉



受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。

受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など



避難者

総合受付にて、滞在スペース・区画の振り分け（ナンバリング）を行う。
（マスク・体温計・上履き・ごみ袋持参）

留意するもの

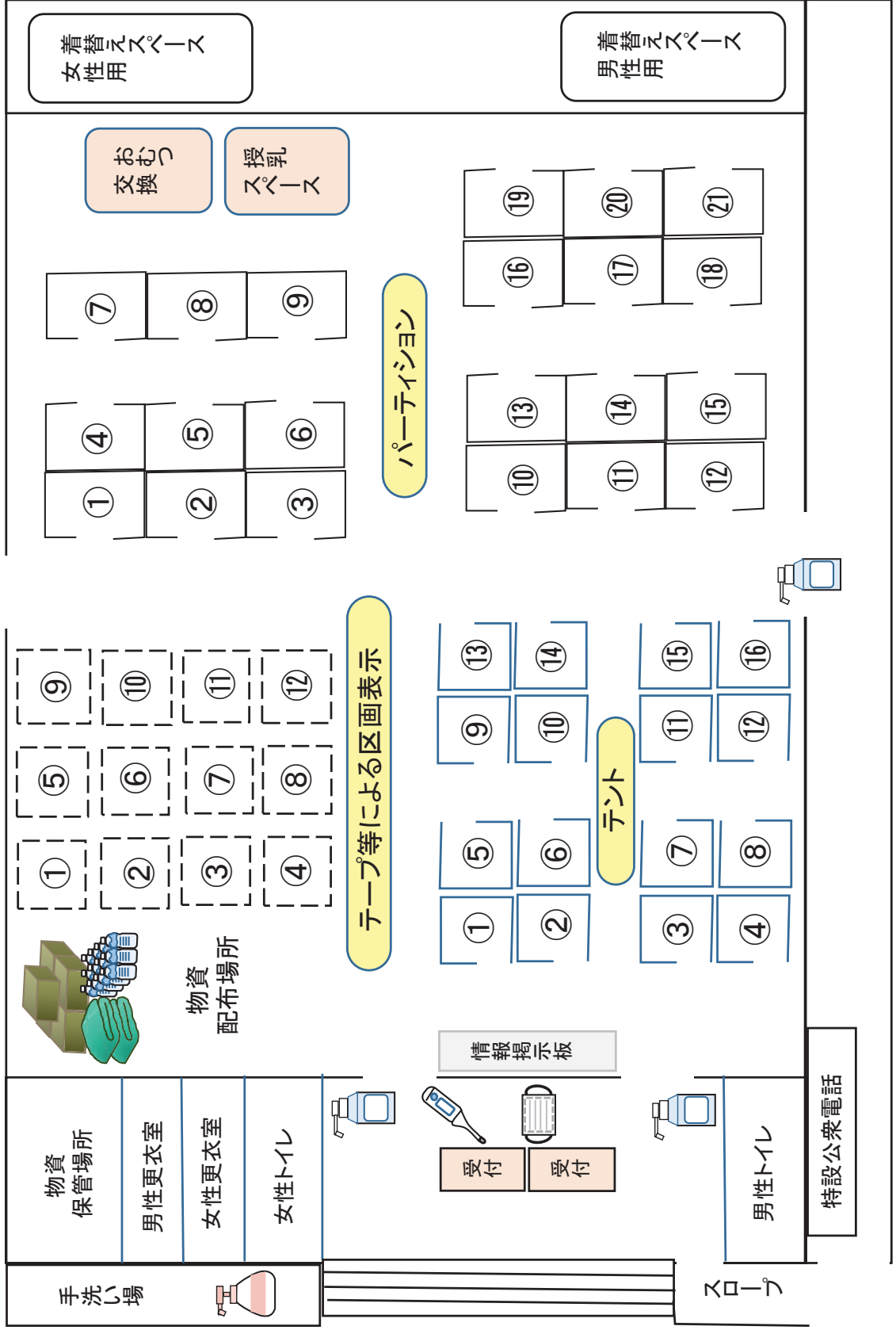
- ・体温計（非接触型）
- ・マスク
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスマスク
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

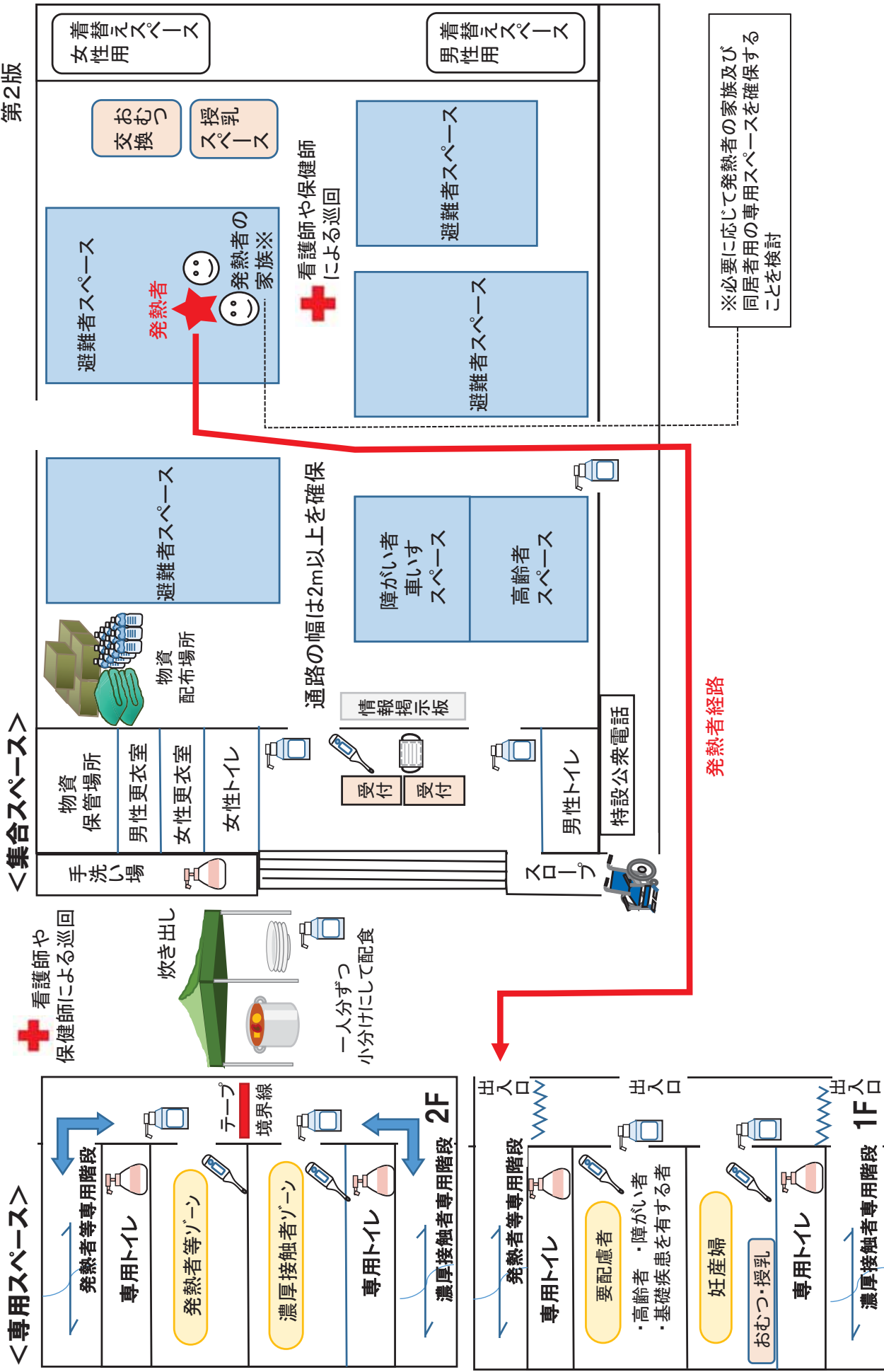
R2. 6. 10
第2版

- テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2.6.10
第2版



＜専用スペース＞

＜集合スペース＞

＜避難者スペース＞

専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人との兼用は不可)

軽症者等 (一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
一同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

発熱者経路

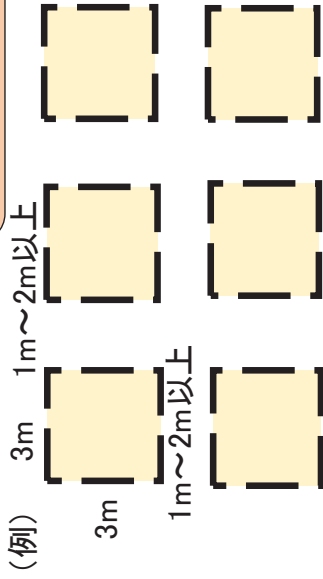
※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テーブル等による区画表示

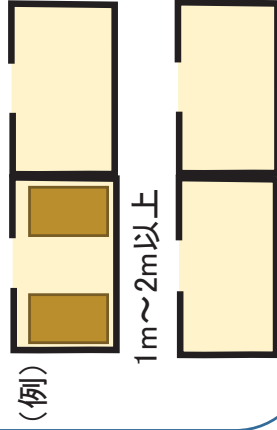


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あげる

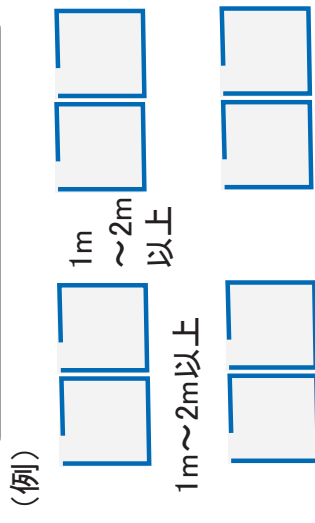
※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



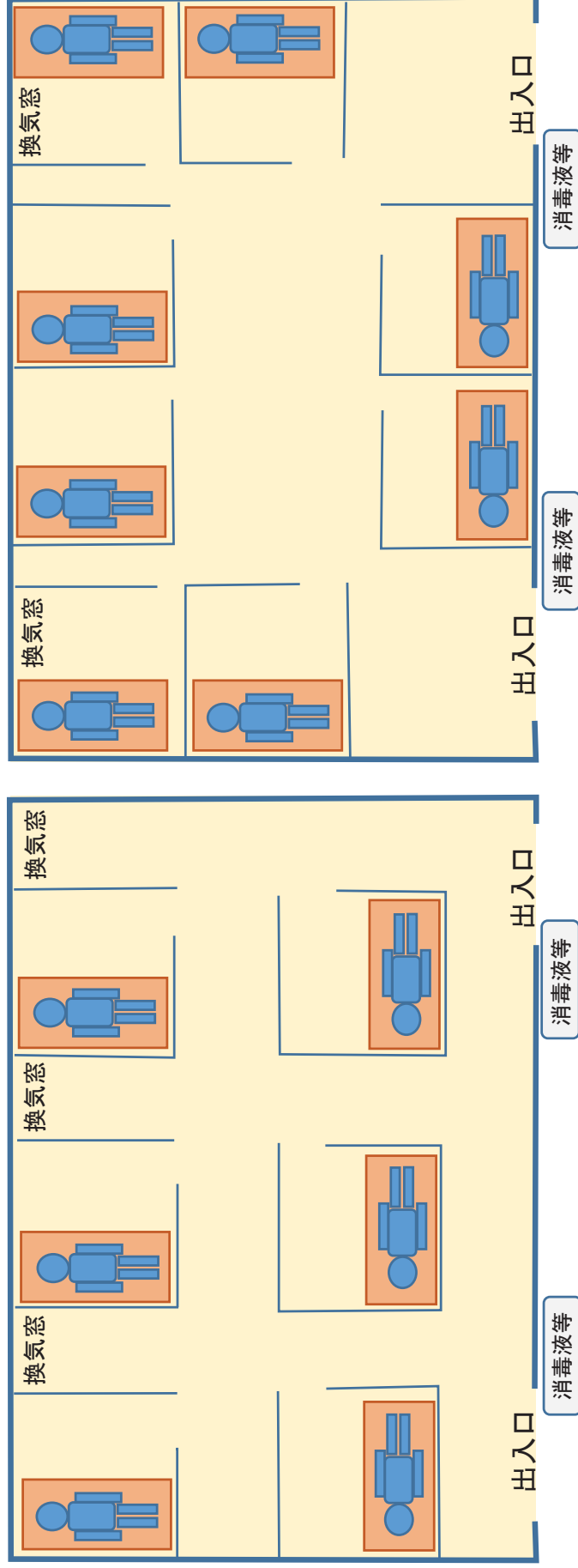
- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上のこと」を十分に周知する。

（例）



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
（例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用）

※ 発熱・咳等のある人や濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。